

CITY OF YOKOHAMA

自立生活援助



OPEN
YOKOHAMA

横浜市

自立生活援助とは

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行うサービス

実施主体について（R6年度報酬改定）

一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体要件の廃止。

対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等（※1）から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者（※2）
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており、（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者（※2）
- ④ 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

対象者

※ 1

① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者

※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。

② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者

③ 精神科病院に入院していた精神障害者

④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者

⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者

⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就労支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者

対象者

※2 自立生活援助による支援が必要な者の例

- ①地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ②人間関係や環境の変化によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族死亡、入退院の繰り返し 等）
- ③その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

自立生活援助 サービスの概要

- 区分は不要（ただし、認定調査は必要）
- 利用者負担は、原則1割
- 標準利用期間は1年間
- 標準利用期間（1年間）を超えての延長は、審査会の個別審査を経たうえで判断される。
※延長を申請する場合、サービスの給付決定期間が終了する2か月前までに援護の実施期間（横浜市の場合は受給者証発行区）へ連絡が必要
- 障害者総合支援法の「地域定着支援」及び「就労定着支援」との併給は不可。

定期的な訪問等による支援

基準第二百六条の十八

定期的にご利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行う。

随時の通報による支援等

基準第二百六条の十九

- ①指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。
- ②指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。
- ③ 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

心身の状況等の把握

基準第二百六条の二十

指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

自立生活援助計画の作成等

基準第二百六条の二十

- ① 利用者との面接、アセスメント
- ② 自立生活援助計画の原案作成
→利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、目標及びその達成時期、自立生活援助を提供する上での留意事項等を記載
- ③ 支援計画作成のための個別支援会議の開催
→サービスの提供に当たる担当者等を招集。テレビ電話装置等の活用も可能。
- ④ 自立生活援助計画の確定、利用者又は家族への説明・同意
- ⑤ 利用者に交付
- ⑥ 少なくとも3か月に1回以上の計画の見直し、必要に応じて変更

記録の整備

基準第二百六条の十一

- ① 自立生活援助として提供した支援に係る必要な記録
- ② 自立生活援助計画
- ③ 利用者の不正受給による市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

記録の整備

- 記録は支援を提供した日から5年間保存してください。
- 個人情報に記載されている文書については、必ず鍵のかかる書庫に保管し、持出の制限や管理を行うなど適切に保存してください。
- また、パソコンやサーバ、USBメモリ等の記録媒体で保存する場合についても、盗難・紛失防止及びウィルス感染等による個人情報の漏えいを防ぐための措置を行うことが必要です。

人員に関する基準

管 理 者		1名
従業者	サービス管理責任者	<p>※サービス管理責任者や地域生活支援員・他事業の職員と兼務可</p> <p>ア サービス管理責任者が常勤である場合 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数 (ア) 利用者の数が60人以下 1人以上 (イ) 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>イ ア以外の場合 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数 (ア) 利用者の数が30人以下 1人以上 (イ) 利用者の数が31人以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>※自立生活援助と地域相談支援の指定を併せて受け、かつ、同一事業所にて運営している場合は、相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務可</p>
	地域生活支援員	事業所ごとに1名以上
	※ 同一の利用者に対して、サービス管理責任者と地域生活支援員との兼務可	

運営規程

事業所ごとに、①～⑧の重要事項に関する運営規程を定めておくこと

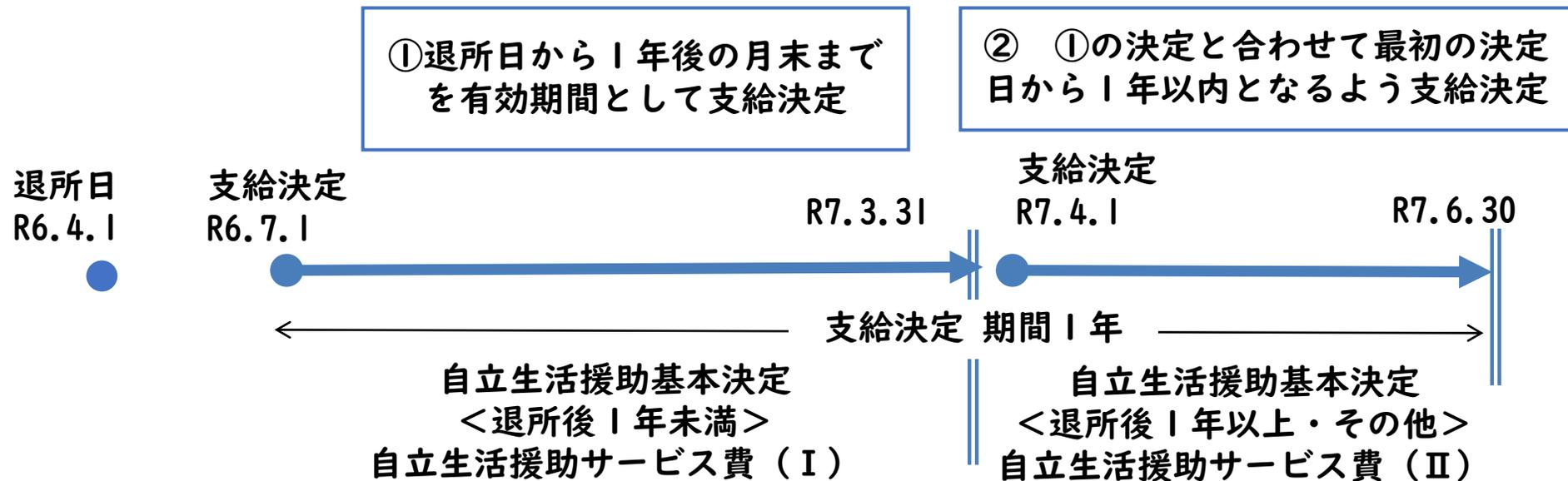
- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 支援の提供方法及び内容並びに対象障害者等から受領する費用及びその額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑧ その他運営に関する重要事項

自立生活援助の基本報酬

区分		地域生活支援員1人あたり利用者数		説明
		(1) 30人未満	(2) 30人以上	
自立生活援助 サービス費	(Ⅰ)	1,566単位/月	1,095単位/月	下記のいずれかの者に対して、地域生活支援員がひと月に2回以上居宅を訪問した場合に算定可。 ○障害者支援施設やグループホーム、精神科病院、救護施設、更生施設、刑事施設等から退所し1年以内の者。 ○同居家族の死亡や入院、虐待等、市町村が認める事情で単身生活を始めてから1年以内の者。
	(Ⅱ)	1,172単位/月	821単位/月	上記以外の者に対し、地域生活支援員がひと月に2回以上居宅を訪問した場合に算定可。
	(Ⅲ)	700単位/月		地域生活支援員がひと月に利用者の居宅への訪問による支援と及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ月に1度以上行った場合に算定可

サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）について

例) 退所後、3か月してから自立生活援助を利用する場合、サービス費（Ⅰ）として9か月、サービス費（Ⅱ）として3か月で、あわせて12ヶ月（1年間）の利用ができる。



留意事項

自立生活援助サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）において、地域生活支援員1人あたりの利用者数を算定する際、サービス管理責任者と地域生活支援員を兼務する場合は0.5人とみなして算定する。

（例）利用者数30人の事業所において、サービス管理責任者を兼ねる地域生活支援員1人と専従の地域生活支援員1人が障害者支援施設を退所してから1年以内の者に対し、支援を行った場合。

$$\rightarrow 30人 \div (0.5 + 1) = 20$$

地域生活支援員1人あたり利用者数は30人未満であり、自立生活援助サービス費（Ⅰ）の（Ⅰ）を算定する。

自立生活援助の加算①

区分		説明	
初回加算		500単位／月	利用開始月に算定
同行支援加算		2回以下 500単位／月 3回 750単位／月 4回以上 1000単位／月	利用者の外出に同行し手続等の支援を行った月に算定
福祉専門職配置等加算	(Ⅰ)	常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が35%以上	450単位
	(Ⅱ)	常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が25%以上	300単位
	(Ⅲ)	地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上、又は勤続3年以上の常勤職員30%以上	180単位

自立生活援助の加算②

区分		単位数	説明
緊急時支援加算	(I)	711単位/回	利用者又はその家族からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの間)に訪問または一時的な滞在による支援を行った場合 ※地域生活支援拠点として届出をしている場合、さらに50単位/日を加算
	(II)	94単位/回	利用者又はその家族からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合
日常生活支援情報提供加算		100単位/回	精神科病院等に通院する利用者の必要な情報を当該精神科病院等に提供した場合(利用者1人につき1月に1回まで算定可)
集中支援加算		500単位/月	自立生活援助サービス費(I)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算

自立生活援助の加算③

区分	単位数	説明
ピアサポート体制加算	100単位/ 月	ピアサポート研修を修了した者を障害者とその他職員を常勤換算で0.5人以上配置
居住支援連携体制加算	35単位 / 月	居住支援法人又は居住支援協議会との連携により、利用者の住宅確保及び居住支援の図る体制を確保し、居住支援法人等に対し、1月に1回以上利用者の住宅確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合
地域居住支援体制強化推進加算	500単位 /回	居住支援法人と共同して、利用者に生活上必要な説明等を行った上で、協議会や包括ケアの協議の場で、居住支援における課題を報告した場合

福祉・介護職員等処遇改善加算

令和6年度報酬改定：処遇改善加算の一本化及び加算率の引上げ

区分	単価
(Ⅰ)	(基本報酬＋各種加算減算) × 103/1000
(Ⅱ)	(基本報酬＋各種加算減算) × 101/1000
(Ⅲ)	(基本報酬＋各種加算減算) × 86/1000
(Ⅳ)	(基本報酬＋各種加算減算) × 69/1000

算定要件は、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件

詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/minaoshi/index_00007.html

減算

減算	区分	所定単位数のうち 請求率
サービス管理責任者 欠如減算	減算の開始月から4か月目まで	70%
	5月以上連続して減算の場合	50%
自立生活支援計画 未作成減算	未作成期間が3月未満の場合	70%
	未作成期間が3月以上の場合	50%
標準利用期間超過減算	利用者ごとの利用期間の平均 値が18か月を超える場合	95%

指摘事項で多いもの

過誤または減算となる場合があるため注意!!

- 月2回の居宅訪問の要件を満たさず、基本報酬（Ⅰ・Ⅱ）を請求している。
- →訪問の約束していた場合でも、訪問できなければ1回とはならない
- 自立生活援助計画の案を策定後、サービス管理責任者を含めた担当者会議を実施していない、または会議の経過のわかる記録が残されていない。
- 3か月に1度のモニタリングが記録されていない。
- 定期訪問や随時の通報による訪問の際、「サービス提供記録票」への署名確認がされていない。

【参考】横浜市障害者自立生活アシスタント事業

- 横浜市の事業で、単身等で生活する知的障害・精神障害・高次脳機能障害者に対し、地域生活を継続できるように、自立生活アシスタントが具体的な生活の場面での助言やコミュニケーション支援を行う
- 自立生活援助のモデルとなった事業、自立生活援助が優先
- 利用期間の限定はなく、グループホームや家族との同居から単身生活へ移行を希望する方も支援対象
- 障害種別によりそれぞれ実施施設あり(37か所)